

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第1回明日香村小委員会

平成20年10月17日

【事務局】 それでは、大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

H委員、ちょっとおくれておられますけれども、定刻になっておりますので、委員会のほうを始めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会、第1回明日香村小委員会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただいております国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めでございますが、小委員会の設置等につきまして、委員会の開催の前でございますけれども、ご説明・ご報告を申し上げたいと思います。東ねてございます資料のクリップを外していただきまして、資料2でございますがご説明をさせていただきます。

本会の諮問、それから、小委員会の設置に至る経過が1枚目に書いてございます。一番上に9月25日付で「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」という諮問が、国土交通大臣より社会資本整備審議会になされております。これを受けまして、同日、2つ目と3つ目の○でございますが、都市計画・歴史的風土分科会に付託。それから、さらに3番目でございますが、歴史的風土部会に付託ということで手続は進んでおります。これを受けまして、同日の歴史的風土部会におきまして、一番下の○でございますが、小委員会を設けて審議すること、それから、小委員会に属する委員につきましては、新たな臨時委員、専門委員は部会長一任とすることが了承されておまして、臨時委員、それから、専門委員が本日付で任命されるということになってございます。

資料2の2枚目、3枚目、4枚目は、25日にお配りさせていただきました資料を、再度お配りをさせていただいております。

ただいまご説明申し上げましたけれども、小委員会の設置に伴いまして、本日付で辞令

等が発令をされてございます。まことに勝手ながらでございますが、お手元にお配りさせていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、本日、初めての小委員会でございますので、都市・地域整備局長から委員の皆様にごあいさつをさせていただきます。

**【事務局】** 都市・地域整備局長でございます。

先生方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

とりわけ明日香村の歴史的風土を保存するという観点からは、先生方に大変常日ごろお世話になっておりまして、冒頭、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私ども国といたしましては、奈良県と協力いたしまして、昭和55年の明日香法制定以来、約30年にわたりまして、良好な歴史的風土の保存と明日香村の住民の皆様の生活の安定を図るために、いろんな措置を講じてきたところでございます。これも先生方、るるご指導いただきながら、施策内容の充実を図ってきたところでございますが、そうしたこれまでの取り組みによりまして、明日香村では往時をしのばせる歴史的風土が、今もなお良好な状態で維持されているところでございます。

また、歴史的風土を創造的に利活用して、村を活性化させようという動きも見られるところでありますが、一方では、これも全国的な傾向でございますけれども、人口減少ですとか、高齢化等をはじめとする社会情勢の変化等によりもたらされる課題等も、明日香村も例外ではなくて見受けられるところでございます。本日、いろいろ資料を用意させていただいておりますが、人口の減少動態ですとか、高齢化の動態を見てとっていただけるのではないかと思います。そうした厳しい環境に明日香村が置かれているということでございます。

古都保存法に始まります我が国の歴史的資産を保全活用するまちづくりというのは、地域の雇用を取り戻し、観光による地域活性化につながるということで、近年、多くの地域におきまして熱心な取り組みが行われているところでございます。国といたしましても、本年の歴史まちづくり法の制定により、支援を充実したところでございます。このように歴史的資産の保存・活用の取り組みに対する機運が高まる中で、日本の心のふるさとでございます明日香村の歴史的風土の保存・活用は、国家的課題としてますます重要となっていると考えているところでございます。

この小委員会には日ごろご指導賜っている先生方をはじめ、既に明日香村の振興にご尽力をいただいている先生方も含め、さまざまな分野の専門家である先生方をお迎えしてい

るところでございます。委員の皆様方におかれましては、このように我が国を代表する明日香村の歴史的風土の保存と生活環境整備等について、幅広くご議論・ご提言をいただくとまことにありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方におかれましては、明日香村をはじめとする我が国の歴史的風土の保存につきまして、一層のご支援・ご協力を賜わることをお願い申し上げまして、簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**【事務局】** 大変恐縮でございますが、局長、所用でございますので、こちらで退席をさせていただきます。

続きまして、ご出席いただきました委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず北海道大学大学院教授の越澤委員です。

**【越澤委員】** よろしくお願いいいたします。

**【事務局】** 日本大学教授の岸井委員です。

**【岸井委員】** 岸井でございます、よろしくお願い致します。

**【事務局】** 株式会社ニッセイ基礎研究所の池邊臨時委員です。

**【池邊臨時委員】** 池邊でございます、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 東京学芸大学特任教授の木下臨時委員です。

**【木下臨時委員】** 木下でございます、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 漫画家の里中臨時委員です。

**【里中臨時委員】** 里中でございます、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 東京大学大学院教授の西村臨時委員です。

**【西村臨時委員】** 西村です、よろしくお願い致します。

**【事務局】** 明日香村村長の関専門委員です。

**【関 専門委員】** 関です、どうぞよろしくお願い致します。

**【事務局】** 近畿大学農学部教授の八丁専門委員です。

**【八丁専門委員】** 八丁です、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 阪南大学国際コミュニケーション学部教授の吉兼専門委員です。

**【吉兼専門委員】** 吉兼でございます、よろしくお願い致します。

**【事務局】** また、本日は荒井臨時委員の代理で奈良県地域振興部次長にお越しいただいております。

【荒井臨時委員代理】 よろしくお願いいいたします。

【事務局】 続きまして、資料でございますけれども、お手元に一覧表とともに資料1～9、それから、参考資料1～5、それから、3種類のパンフレット、「飛鳥京絵図」という地図、マップでございますがお配りしてございます。ご確認をいただきまして、もし不足等ございましたらお申しつけをいただきたいと思います。途中でお気づきになられた場合も、適宜、ご指摘いただければ、すぐにお届けをさせていただきたいと存じます。

それでは、引き続き議事に進みたいと思います。ちょっと機械の説明でございますが、ご発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただきまして、それから、ちょっとこれがややこしいんですが、ご発言を終了された後は、スイッチを一旦オフにさせていただくようお願いを申し上げます。

それでは、本委員会の議事の運営につきまして、ご提案・ご説明をさせていただきます。社会資本整備審議会に置かれます小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。そこで本小委員会で決めていただく必要がございます。僭越とは存じますが、社会資本整備委員会審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成させていただいております。資料3でございます。こちらを読み上げさせていただきます。

「小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

#### 記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 小委員会は、委員長が招集する。
4. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める」とさせていただきます。この件につきまして、ご質問・ご意見等がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

特にご質問・ご意見等ないようでございますので、議事運営につきましては、このような形で進めさせていただくということで、ご承認をちょうだいできますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本小委員会の運営につきましては、資料3のような形で取り扱ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

早速でございますが、本日出席いただきました委員、臨時委員、それから、専門委員は10名のうち9名ご出席をいただいております。ただいまご承認いただきました議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、引き続きまして委員長を選出に移りたいと存じます。議事運営第1によりますと、委員長は委員の互選により選出することとなっております。どなたかにご推薦いただくか、あるいは、よろしければでございますが、事務局のほうからご提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局からの提案といたしまして、歴史的風土部会の部会長でいらっしゃいます越澤委員が、ご適任ではないかと思っておりますけれども、その旨ご提案をさせていただきたいと存じます。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、越澤委員にはご多忙の中、大変恐れ入りますけれども、委員長をお引き受けいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、委員長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** 約4年前だったと思っておりますが、前回、明日香の審議をいたしまして、そのときA委員にも委員になっていただきまして、それから、H先生、B先生、C先生にご審議に参加いただきました。その後、また新たにいろいろ地元の取り組みも進んでいるようでありまして、また明日香もやはり全村が古都区域であるという規制がかかっている中で、日本のやはり国家成立のもととなった地域の歴史的風土をどうするかというのは、やはり国として政策を立てて支援するという事だろうと思っておりますので、ぜひ皆さん方の御知恵を拝借しながら、できる限り何らかのいいいろんな答えが出てくるように頑張りたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。では、以降、ちょっと座らせていただきます。

では、お手元のきょう非常に大部な資料が、第1回目ですので用意されておりますが、議事次第の1枚目をごらんになっていただきたいと思っておりますが、4番目の議事の中の(1)委員会の議事運営、(2)の委員長互選まで行きまして、3番目でございますが、委員会の議事の公開について、最初ですのでこれについては皆さんにお諮りしたいと思います、資料については資料4でございますが、これについて事務局から一言ご説明をお願いした

いと思います。

**【事務局】** 都市計画・歴史的風土分科会及びここに設けられます部会・小委員会の例によりまして、資料4を用意させていただいております。本明日香村小委員会の議事につきましては、プレスの方には公開、それから、一般には非公開とする。それから、議事録につきましては、内容について委員のご確認をいただいた後、発言者氏名を除きまして、国土交通省のホームページで公開するとさせていただきたいと考えております。

**【委員長】** ふだん大体このような形であることが多いと思いますが、何かご質問とかご意見おありでしょうか。

よろしいですか、ありがとうございました。では、このようなことでこの(案)がとれたということで、この資料4の形で進めたいと思います。また何か今後進行する中で、再度見直しするべき点があれば、その都度ということにしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。少し入り口の議事がきょうは第1回目が多いものですから、恐縮でございますが。

では、早速ですが、議事の中身に入っていきたいと思います。本日は第1回目の小委員会でございますので、事務局からまず最初に、古都保存法と明日香法の仕組みについてご説明をいただきまして、一旦そこで、新しく委員になられました先生方もいらっしゃいますので、ご質問等あればそのときにいろいろご質問を出していただき、事務局からまた適宜お答えいただくということをお願いしたいと思います。その上で、その具体的に、今度、今回どういうことを議論すべきかについて、資料に基づきご説明いただきまして、その後、第1回目ですのでかなり幅広く自由に、ご議論を本日はちょうだいでできればと思いますので、そのような議事進行ということで、よろしく願いしたいと思います。

では、最初にまず古都保存法と明日香法についての、仕組みについてのご説明をよろしく願いいたします。

**【事務局】** 資料をご説明いたします。資料5でございます。明日香法でございますが、もともとのスタートは古都保存法でございます。上のほうに古都保存法を書いてございます。この古都保存法でございますが、昭和30年代後半の宅地開発圧力等を背景に歴史的風土を保存するという目的で、昭和41年に公布された議員立法でございます。同法及び同政令におきまして古都が指定され、その中で明日香村も古都に指定されております。同法のポイントといたしましては、古都を指定したという以外に、歴史的風土特別保存地区という地区を指定いたしまして、開発行為等の制限を行うと。その行為制限に対しまして、

初めて土地の買入れ等の損失補償制度を設けたということでございます。

続きまして、明日香法でございますが、明日香村については古都に指定されておりましたが、全村にわたりまして歴史的風土が良好な状態で維持されているということにかんがみまして、古都法に基づく特別の立法として制定されております。歴史的風土の保存と、それを支える村民の生活の調和を図るため、奈良県による明日香村整備計画の策定、それから、同計画に基づく国の補助割合の特例等、所要の措置が設けられたということでございます。

それから、2ページ目、3ページにわたりまして、旧総理府の歴史的風土審議会というのがございまして、そこから国土交通省の社会資本整備審議会で、この古都行政は行うということになっているんですが、明日香村関係の審議経過等をまとめてございます。先に、4ページ目の古都保存法の体系図をごらんいただきますと、一番下のほうに第16条としまして「社会資本整備審議会の調査審議等」という規定がございます。ここでは審議会は諮問に応じ、歴史的風土に関する重要事項を調査審議するということが規定されております。2ページ目に戻っていただきますと、この規定に基づきまして昭和54年3月に、明日香村に係る諮問が行われ、明日香法の制定につながったわけでございます。以来、明日香法に基づく整備計画の期限を迎えるに当たりまして、同16条に基づいて明日香村の歴史的風土の保存のあり方等が、審議会に対して諮問されてきております。今回の諮問も現行の整備計画が21年度期限を迎えるということございまして、22年度以降のあり方等について、ご審議いただきたいというものでございます。

最後のページに、明日香村の歴史的風土を多少は感じていただけるように、写真を何点か掲載させていただいております。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問・ご発言等あれば、どのようなことでも結構でございますが、いかがでしょうか。

特段よろしゅうございますか。では、ありがとうございます。

では、一応仕組みについてご説明が終わったということで、続いて、本論ですね、具体的な明日香の現況について資料6以下を使用しまして、さらにご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**【事務局】** では、資料6～9を一通り説明させていただきます。まず資料6、1ペー

ジをお開きいただきまして、資料6-1でございます。まずは明日香村の特徴でもありません文化財を冒頭にご紹介しております。同村では古墳時代から飛鳥時代の古墳が、村の広範にわたって多数分布しております。うち3件がその下の表にありますように、国の特別史跡に指定されております。

2ページ目から5ページ目にわたりまして、おおむねこの10年程度の発掘等の状況をご紹介させていただいております。個別の説明は省かせていただきますが、これだけの発掘、それから、調査がなされている、まだまだ多くの歴史的文化資産があるということ、イメージいただければと存じます。

飛ばして申しわけありませんが、6ページ目に参ります。6ページは平成19年の文化審議会の世界遺産特別委員会におきまして、飛鳥関連資産群の世界遺産暫定リストへの追加記載が、適当だとされたことをご紹介したものでございます。先ほどご説明しました古都法から明日香法に至る経緯、それから、遺跡の発掘等の状況、そしてこのような動きとあわせまして、明日香村の歴史的風土のイメージ等につなげていただければと存じます。

資料7ページに行きまして、ここからは幾つかの観点で村の現況をご紹介いたします。まず7ページでございます。人口等でございます。上のグラフでございますように、平成2年、7,363人をピークに人口が減少傾向にございます。近隣自治体と比べましても、下のグラフでございますように、減少率は高いということでございます。

8ページ目に参りますと、年齢別の人口でございますが、一番上のグラフ、一番右の17年度のところをごらんいただきますと、ちょっと色が区分できてないんですが、一番上の27.3%というのが65歳以上の方々の人口比でございます。このように下のグラフと合わせますと、高齢化率が高いことを示しております。

それから、ちょっと飛んでいただきまして、10ページでございます。10ページの下に就業構造のグラフでございます。就業構造面では近隣自治体と比べまして、近隣自治体のグラフは11ページの上に掲載してございますが、1次産業の割合が高いという状況でございます。

それから、11ページの下に表は、通勤通学構造ということでございまして、これは勤務先や通学先を見るものです。この表の自宅というのは、自宅が通勤先であること。自市町村自宅外とは、自宅を出発して居住している自治体内に、通勤通学しているということを示しております。こういう観点で見ますと、明日香村は自宅と他市町村というところの割合が高く、自宅の割合も高いんですが、働き場所等は村外に依存しているということが



うかがわれます。

続きまして、12ページの資料6-3でございます。農林業の状況でございます。先ほど1次産業の割合が高いということをお示ししましたが、12ページのまず上のグラフの見ていただきますと、明日香村の専業農家率約1割という状況でございます。一方で第2種兼業農家の率が85%という割合でございます。

1ページお開きいただきまして、13ページの一番上のグラフでございますが、これは従事者の年齢構成を示したのですが、明日香村、一番上の一番右、75歳以上の割合が約3割という状況になってございます。このように景観を支えている重要な要素である農地につきまして、法制定当時の面積の状況を示したものが、13ページの下グラフでございます。55年から比べますと17年、約半減しているという状況でございます。

それから、その内情を示したのが次の14ページでございます。一番下のドーナツグラフの一番左のグラフを見ていただきますと、農地面積の遊休地と放棄地、これ合計して全体の約4割強を占めるんですが、この4割強が遊休地等となっているという状況でございます。

15ページに、これちょっと細かくて申しわけありませんが、遊休農地等の分布状況を示しております。ちょっと凡例から色が抜け落ちておりますが、緑の部分が耕作地でございます。黄色の部分が遊休地、それから、赤の部分が放棄地であります。先ほど古都法の制度のところでは買い入れという制度があるというご紹介をしましたが、見づらんですが、紫色に分布しているところが、古都法の買入地となっております。

このような農業の収入面はどうなっているかということを見たのが16ページ以降でございます。16ページの上の表の生産農業所得の17年のところをごらんいただきますと、1戸当たりの所得でございますが、県の平均が62万4,000円に対しまして、村の平均が53万4,000円という状況で、県平均よりも低いという状況になってございます。

産業のもう一つで、ページ飛びますが、19ページ目に移らせていただきます。19ページ目は商工業の状況でございます。19ページは卸売業、小売業、それから、次の20ページ目でございますが、製造業の状況です。両方とも共通して言えるのは、ともに1事業所当たりの従業者数、それから、年間の販売額、出荷額が双方とも他の自治体に比べても、低いという状況にあるということをお示ししております。

それから、資料6-5、ページ番号振っておりませんが、お開きいただきますと観光というページが出てまいります。ここでまず明日香村の観光の入れ込み状況なんですが、上

のグラフにお示ししますとおり、明日香法の制定前後、ちょっと赤く示しておりますが、昭和55年前後、このころピークの180万人近くをお迎えしておりますが、近年では70万人前後で推移していると、平成18年は76万人だったという状況でございます。では、県内ではどうかということでございますが、その下が県内のほかの観光地との状況を比較したものでございます。1,000万人を超えるような観光客が来ているという奈良地域が一番上の茶色い折れ線ですが、明日香村は大体、今、現在70万人程度ということで、一番下のほうにあります青い太い折れ線グラフで示しております。ちょっとこのグラフで年と万人という表示がちょっと逆になっております。

それから、22ページ目でございます。今度は明日香村内の主要な施設の入れ込み状況でございます。最も集客力の高いという施設は石舞台古墳でありまして、ピークは昭和61年の60万人、今、現在おおむね半分程度という状況になってございます。

この観光に伴う宿泊状況を23ページにお示ししております。昭和55年から比べると、現在、4分の1程度に減少してきているという状況でございます。下のグラフは団体観光客数の状況ですが、若干増えつつあると。これは村の観光協会が修学旅行等の誘致等に、積極的に展開しているということで、その可能性もあるのではないかと類推されるところでございます。

それから、飛びまして25ページ目です。外国人観光客の動向でございます。一番下のグラフをごらんいただきますと、■の部分为全国の外客数なんですが、全国が増えているということと連動して、奈良県内の外客数も増加傾向にあるという状況でございます。

それから、26ページの下の方でございます。直売所の売上実績ということで、これも観光という観点に含めさせていただきましたが、農産物直売所である「あすか夢販売所」というのがございます。もう一つ、土産物の販売、それから、食事の提供を行う「夢市・夢市茶屋」というのもがございまして、近年実施いたしました改装が奏功いたしまして、売り上げが伸びてきている状況です。この表でいきますと、あすか夢販売所のほうが16年～17年、それから、夢市・夢市茶屋のほうが17年～18年に大きく数字が伸びているということで、その状況がうかがわれるところでございます。

今度はまたちょっとページ飛んでいただきまして、29ページをお開きいただきたいと思います。土地利用や景観の状況でございます。ちょっと色が濃く出てないので見づらいんですが、このオレンジ色の部分が昭和42年以降、住宅、それから、駐車場等の市街地的な利用がなされて、市街地が拡大したという部分を示しております。これは実際に現地

で確認したという状況で、ちょっと数字ではあらわしてないんですが、図面上で見るとこんな感じだということでございます。

30ページに参りまして、行為規制に基づく行為の申請の状況でございます。特に下のグラフをごらんいただきますと、行為の許可申請件数は一時よりは、落ちついてきているという状況がうかがわれるところでございます。

それから、31ページが古都法に基づく買入地の状況でございます。これも細かくて恐縮ですが、赤く分布しているところが古都法に基づく買入地でございます。19年度末現在で約50ヘクタールという面積になっております。この古都買入地は県が買い入れるわけですが、これをどう管理するかというのをお示ししたのが、32ページ目でございます。一番上の表に書いてございますように、景観管理から現状管理という、それぞれの分類で県が管理しているわけですが、右から2番目の行政財産の使用、これが全体の約4割程度の面積を占めるわけですが、これは県から村に一括して貸し出しまして、村が地元の方々にもた稲作を行ってもらっているというスタイルの管理でございます。

それから、33ページの下から、景観の現況ということで写真を何点か載せております。まず住宅デザインの多様化ということで、住宅は住宅メーカーによるいわゆる簡易な建築が増えている。それと34ページでございますが、一番上の街並みの状況、それから、3番の電線・電柱と合わせまして、景観的に不調和が生じている部分も見受けられる。サイン、自販機も同様でございます。それから、一番下の公共施設整備については、デザインの不統一も見受けられるという状況です。35ページですが、耕作放棄地、それから、森林につきましてはこのように荒廃が進んでいる部分もありまして、景観上支障を来している部分もあるということです。一番下は法制定以前から立地している建築物等、景観的にどうかといったものが存在しているというところでございます。

資料6-7に移りまして、今度は村の財政状況です。全体的にまとめてご説明しますと、財政力指数、それから、村税収入が低くて、経常収支比率が高いといった、非常に厳しい状況にあるといったようなことをお示ししております。

以上、資料6をざっと総括いたしますと、明日香村においては人口減少、高齢化の進展に伴う農業その他の産業の発展上の問題が生じております。特に明日香村の景観の重要な要素である、田園景観の維持・保全上の課題となっているのではないかと考えられます。それから、観光面では入れ込み客数が70万人程度で、安定しているといえばそう見えなくもありませんが、一時のブームの状況ではなく、一方で、県全体としては一定水準の入

れ込み客があるのに、その一方で明日香村は増加傾向ではないといった点が、課題として挙げられるのではないかと考えられます。それから、景観面でございますが、トータルでは古都保存法による行為規制等が行われている中で、細かい点で景観にそぐわない例、デザイン等の不統一といった点も見受けられる。それから、財政状況は今ご説明しましたように、厳しい状況にあるということも含めると、これらの以上挙げた問題は、これまでも課題・問題点として挙げられてきたことですが、社会経済情勢の変化の中、以前にも増してこれらの状況が、顕在化してきていると言えるのではないかと考えております。

引き続きまして、資料7でございます。資料7は明日香村におかれまして、19年度に全世帯に行った住民アンケートの結果でございます。明日香法に対する意識の変化等がわかりあい明確に出ているため、今回ご紹介することといたしました。

まず1ページ目の下のグラフを見ていただきますと、これもちょっと色の区分がわかりづらくなっておりますが、明日香法による規制感を感じるか否かということなのですが、平成6年と平成19年の対比を行っております。規制感を感じるという人が平成6年は45.8%だったものが、19年ではその約半分の22.6%になっている。

それから、次のページでございますが、明日香法が村の活性化へいい影響を与えたかどうかということでございますが、平成6年当時はいい影響を与えていると言っていた方々が21.4%が、平成19年には倍増44.2%になったという状況でございます。歴史的風土が良好に維持されていることへの意識が浸透してきた、あるいは、評価が高まってきたということではないかなということが類推されます。

続きまして、資料8でございますが、資料8-1からは明日香法、それから、関連施策の紹介でございます。これもざっとご説明いたします。飛ばしまして5ページ目をお開きいただきますと、5ページ目が第3次の現行の県が策定する明日香法に基づく整備計画でございます。内容は6ページ目をお開きいただきますと、このように生活環境の整備の推進のための各事業等が、掲載されているというものでございます。細かくは説明いたしません、7ページ以降にどういうことをやってきたかということ、簡単に写真を交えてご紹介しております。

この進捗状況をお示したものが14ページでございます。14ページをお開きいただきますと、3次計画の進捗状況でございますが、計画していたのが全体で66事業ございますが、このうち約6割に当たる38事業につきまして、計画期間中、平成12年～21年度に完了あるいは完了予定であるということでございます。

1 ページお開きいただきまして、15 ページ目でございますが、この整備計画は、法律制定当時から10年ごとに策定してきておりまして、今30年目を迎える第3次の計画に至っているわけでございますが、第1次～3次の計画を比較したものが15ページの一番上のグラフでございます。事業単位の進捗率という点では、66事業のうち約6割が完了等の見込みだということで、各計画の中ではむしろ事業面では最も進捗しているということでございますが、ちょっと15ページの文章に書いてありますように、事業費で考えた場合、事業費上の進捗率は47%、大体半分程度ということで、これは事業の縮小等を行ったものもあって、事業費面ではこのような進捗状況になるのではないかと見込まれているところでございます。

それから、17ページでございますが、これは明日香法の8条に規定されております明日香村の整備基金でございます。基金対象事業といたしまして、17ページの3番で(1)～(3)まで書いてございますが、歴史的風土の保存を図るために行われる事業等に、この基金の運用益を使っているということでございます。どういうことをやっているかというのを、18ページ以降にざっとお示ししております。ここでちょっと20ページ～22ページまでは、この後ご説明する交付金事業の資料が掲載されていますので、基金で行ってきたものは18ページ～19ページ目でございます。

それから、23ページ目でございますが、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金という制度がございます。これは基金が、どちらかというところ、保全に軸足を置いたような事業を支援するものでございますが、これは凍結的保存ではなく、創造的に積極的に村の創意工夫を生かすような事業を行うものに対して、支援を行おうとする交付金でございます。23ページの下の方に○で4点ほど対象事業が書いてございます。歴史文化学習の場としての充実を図るといったような事業に、充当されているものでございます。

それから、資料8-6でございます。明日香村において実施している国営公園の資料でございます。国営公園は27ページの平面図でごらんいただきますように、現在開園しているところが4地区、それから、これから整備していくところが、一番下にありますキトラ古墳周辺地区でございます。

31ページには国営公園の入場者数の状況をお示ししております。大体、明日香村でございますので、村の主要な観光等の交流の拠点となっているので、先ほどの村の入れ込み状況とほぼ連動しております。

それから、32ページ目が今後5年間で行う事業の、おおむねの内容を示しました整備

プログラムというものでございます。キトラ古墳周辺地区の整備促進等を、図って参ると  
いうこととしております。

それから、次の33ページですが、これは、最近、村でこういう創造的な活用事例が、  
出てきているというものをご紹介したものでございます。人材育成、それから、周遊バス  
の運行等、それから、文化財の展示、それから、37ページをお開きいただきますと、一  
番上に先ほど売り上げ等が伸びてきているという、農産物販売所等の概観を示しておりま  
す。その下に農産物の特産品化、それから、特産品化したものを使った弁当・食事の提供  
といったものをご紹介しております。

以上を踏まえまして、資料9まで説明させていただきますと、審議会の進め方等という  
ことで、想定される議論というものを挙げております。想定される議論の1点目は、明日  
香村の将来像ということでございますが、将来像に関しましては、今後の明日香村のあり  
方を考える上で、どこを目指すという部分が必要だろうと考え、まずこのような将来像を  
設定してみる必要があるのではないかとということで挙げさせていただいております。

次に、景観の保全・創出についてでございますが、明日香村の重要な景観の要素であり  
ます田園景観、それから、集落景観等の人文景観につきまして、その維持・保全が歴史的  
風土の保存上大変重要でありますので、そのために今後どうあるべきかを考えることが必  
要ではないかとということで挙げさせていただいております。

3点目の創造的活用の一層の推進ということで、先ほど村独自の取り組み、それから、  
交付金事業の紹介をざっとさせていただきましたが、そのような状況から今後も村のため  
には継承すべきものと考えられまして、その推進のあり方等につきまして、今後どのよう  
にあるべきかという検討が、必要ではないかというものでございます。

それから、最後の4点目でございますが、観光等による村の活性化、振興を図る上で実  
際に村にプラスになると申しましょうか、そういった方策のあり方、それから、歴史的風  
土の保存を支える住民生活の安定を図る上で、社会経済情勢の変化も踏まえまして、どの  
ような方向性を探るべきか等の検討が、必要ではないかということで挙げさせていただい  
ています。

以上、大変雑駁な説明に終わってしまい、消化不良の部分が少々あることは申しわけあ  
りませんでした。一通りの説明を終わらせていただきます。

**【委員長】** ありがとうございます。

では、約1時間時間があると思いますので、本日は第1回目ということですので、どの

ような観点からでも結構ですが、いろんな自由闊達に意見交換、また事務局へのご質問、また地元の代表ということでA委員もいらっしゃっていますので、どうぞいろいろご意見賜われればと思いますが、少し委員長の方で、前日も明日香の小委員長させていただきましたので、やや補足いたしましたすと、ただいまの事務局資料の説明からは省かれておりましたが、参考資料5-1と5-2というセットがございます。これが前回の小委員会の際のまとめでございます、H先生はじめ前回の関係者がこのときに関係しております。このときにいろいろ議論したことについての課題は、多分、おそらく現状は同じではないかと、むしろそのときの問題点がよりさらに、鮮明になっている事柄がおそらくあるかと思っておりますので、前回の小委員会でこういう議論をしていたということは、またご参照いただければと思っております。

それから、もう一点はもともとこの明日香法ができて国が支援するというので、10年毎の国の基本方針と、それに基づく整備計画があるわけでございますが、それがちょうど次回に向けてという時期になっているということがあります。それから、もう一つは事務局はあまり明確にといいますか、少し言いにくい部分もありましたので、おっしゃってないのですが、当初は基金制度を導入しましたが、これは日本国全体共通ですが、低金利の時代の中で、基金ではどうしてもこれうまくいかないということで、交付金制度が誕生して、それについてはできましたら後でA委員にお話ししたいのですが、当時この制度制定と、5年でまず一度時限的にこの制度ができて、それを延長するということが前回の小委員会の1つのテーマでしたが、A委員のご発言でこれはやはりぜひ必要な制度でさらに継続してほしいというご発言もありまして、当時我々もそのとおりだなということで、この第一次報告の中で交付金制度を継続してほしいということを出しまして、早速国としてもそれについては実施していただいたと、そのような経緯がございまして、やや私のほうの立場から恐縮でございますが、少し補足させていただきました。

では、どなたからでも結構でございますが、明日香村からかなりきれいな冊子等含めても出ておりますが、もし皮切りで、A委員、何かご発言がもしあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。あとは発言順序は全然指名しませんので、自由にご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【A委員】      ありがとうございます。

まず意見という前に、こうして明日香村の住民のために、この小委員会を立ち上げていただきまして、委員の皆さん方に大変ご苦勞かけておりますこと、心から御礼申し上げます。

す。それとまた国交省はじめ各省庁、県等々におかれましても、我々のこの委員会に大変ご苦勞をおかけしております。今後ともひとつよろしく願いしておきます。

さて、今、座長のほうから少し意見をということで、私が今感じておりますことを少し述べさせていただいて、また皆さん方のご意見等もお聞かせいただければありがたいなという思いをいたしております。まずこの明日香法というのは私は土地利用の規制、これは古都法等々からの流れもあるんですが、きついものですから、やはり住民の生活にかかわる中で、現在の社会背景を見ますと、やはり相当きついことが今までに起こってきているなという思いをいたしております。それは1つには、活性化に向けてのことでもありますし、また1つは、住宅の景観等々もあろうかと思えます。もう何遍も言うているようなことかもわかりませんが、それぞれいろいろな制限というのは、私は相当な個人にプレッシャーがかかるだろうと思えます。そしてまた最近の地震等々から考えても、この木造の大和棟がそれに耐えるものかということも、大変苦慮しているところであります。

それとやはり我々が農林業で生計が立たなくなった。これは明日香村だけじゃなしに、全国的に言えるだろうと思えますが、それが基幹産業であった、それが立っていかなくなったというところで、大変村の活力というか、それを落としてしまいました。ですから、平成12年度に創造的活用という言葉을いただいて、いろんな意味で文化財とか、そしてまた棚田とか、竹やぶ、そしてまた山も踏まえて、オーナー制度等々も取り入れてやっておりますが、これとてしょせん小さな範囲でしかなかなか動いていけない。そしてまたボランティアの皆さん方に来ていただいて動いている中でも、これもそのぐらい毎日、毎日という形にはなかなかならない。

そしてまた古都法の買上地、これが1つのネックになりつつあると思えます。これは少し皆さん方でご議論いただきたいなと思えますが、古都法は何のためにその土地を買い上げているのかと。今、明日香村で50ヘクタールほどの古都法の買上地がございます。これは当初はまだ農林業が活発なときは、これは経済的なところでの買い上げ、そしてまた第1種のところの買い上げ等々あったと思えますが、まだ米をつくって生計を立てている人は、それなりの利点を得ていただきたらと思うんです。ところが、最近、少しやはりその収穫等々をつくってもマイナスになる。ところが、隣の田んぼが荒れると、自分のところの田んぼまで影響するものですから、平地のところでもまだつくりやすいところは、県にご無理を申しあげている。私、このご無理申しあげているという観念、県はそしてまた貸してあげているという思いというものが、少し時代の背景で違ってきてるん違うかな、そうい



う思いもいたしております。

そしてなおかつ中山間の田んぼ、畑になると、山のすそで一番上はもうブッシュになっています。ススキが生えてイノシシ等の巣にもなっているだろうと思います。中間で買い上げているところは前後の人たちが、その田んぼまで管理をしなくてはいけない。天水ですからすべて山から全部水を引いてくるとか、そしてまた災害が起これば持ち主があれば、まだ災害補助になっていくんですが、行政財産という中でなかなかそれもやってもらえない。そうすると、どうしてもその周辺の方はもうやる気をなくしてしまわれるという悪循環になってきて、それが歴史的風土の保存につながるのかな、そういう思いを最近持っております。

しかしながら、明日香の場合、そうしたらほかに利用の仕方が個人的にあるのかということ、大変難しい状況に陥ってくるだろうと思いますので、買い上げは、一定、私はこれからも進めさせてほしいなという思いはしますけど、この維持管理についてはいま一度議論をしていただきたい。これは農業というものは先ほど申しましたように前後を、そしてまた集落の皆さん方が共同作業でもってやるところが、相当な仕事の中での割合になってきます。ですから、そんなよその人に貸してあげたらええが、いや、来てくれやはるのありがたいと思うし、都会の人に貸すのはいいと思うんですが、来てくれやはると思うんですが、しかしながら、その人の村との集落との出入りの中で、もめることが多々あります。車でさっと来て、ぱっと農道へとめておかれる。次に何か持っていこうと思っても、その邪魔になってしまう。そこでトラブルが発生する。

勝手に水を動かすということは、取り水ということもご存じのように、天水の場合はどうしてもみんな、あうんの呼吸の中で水をとっているとか、水を処分しているとかいろんなことが慣習の中であるものですから、そういうひとつひとつのことが集落にはあつてなかなか行政財産という県の管理の縛りの中では、村人が、集落の人たちが利用するということまではなかなかです。ですから、私は県ではもう田畑の管理いうものは無理だろうと思っております。利用する計画をつくるとか、どういうふうにしていこうとかいうのは、そういう今申しましたとおり、いろんな人間模様があるものですから、そんなに簡単にいかないだろうと思うので、ここら辺はやはり一度議論をしていただきたいなという思いをしております。

それと我々大きくとらえているのは、どうしても住民の皆さん方がそこで汗を流す場所というとおかしいですが、生計を立てていけるような産業、今、観光という、交流という

中で、田んぼ、山、川、竹やぶ、すべてそういう流れの中で動かしております。これは一定の私は効果が出るだろうと思いますが、しかしながら、それをするのもなかなかそんなに簡単に、好きな人は来てやったらええがなというような、簡単な形にはならないと思うので、一定の今まで交付金、そしてまた特別交付金、特別交付税等々の財政的支援の中で、我々も来ていただく人へのボランティアという言葉、全部ただで来てくれるわけでも何でも無いと思うので、一定のその人が来て価値観を認めてもらう。そういう下地をしないと、荒れている田んぼを耕してもらえませんかという形では、なかなか我々も住民も困りますし、そしてまた来る人もきちっと受け入れてもらわないと、トラブルのようなことがあつては意味がないと思いますので。

そして一人前に作物をつくったら、先にけだものに食べてもらえるような形になってしまつて、それはもう中山間の山側の土地はそういう宿命を持っておると思うんですね。ですから、そういう意味ではやはり買い上げの土地、そしてまた中山間の放棄地の土地利用というのは難しく、平野の土地でも今もうつくってもらうのに、反当たりお金を出してつくってもらわないとつくってくれない。中山間はそれはもう相当な苦勞をしないとそこまで行かない。そういうところがございますので、ぜひともまた一度見ていただきたいなという思いもいたしますが、行政財産という中での縛りの古都法の買上地は、私は村の活性化には全然つながっていかないだろう、まだ足を引っ張っていきだろろうという思いがします。ですから、ひとつその点については十二分に皆さん方のご理解を、いただきたいなという思いをいたしております。

それと31億の基金なんですけど、これも、今、交付金1億2,500万、県とまぜていただいております。まだ、どのようにいうのか、30年前の経済状況と、今の経済の状況からいうと、やはり私は前にも12年度の時にも、100億ほど積んでほしいという話も財務省のほうでも、主計官と少しお話をさせてもらうときがあつたので話したんですが、今時もうそんな基金行政なんていうものはないという言葉もいただいて、交付金という形で一定のご理解をいただいたんですが、この明日香というところは私は日本の国の発祥地でもありますし、日本政府の発祥地といつてももう間違いではないだろうという思いもします。そしてまた歴史的文化遺産というものの、価値いうのはすごいものだろうと思います。

この歴史的文化遺産も60年近く行政的に掘つても、まだこの地域が全部発掘がやれましたよということはないんですよ。古墳とかいうのはそれなりに範囲が小さいものですから、わりと早く創造的活用という言葉を生かしていけるんですが、遺跡になると飛鳥

苑地、飛鳥京、そしてまた、今、文化庁さんが掘っていただいている石神遺跡等々、まともはまだ掘れてない。これから掘っていても20年、30年の経緯が必要であろう。ですから、一定、計画的にやらないと、どうしても次のステップに行けない。文化財のあり方というものの中で、私は少し時間があまりにも長過ぎるなという思いをいたしております。

少し取りとめもないことも申しましたが、ぜひとも私は明日香の資産は日本の国の皆さん方の資産であると思うし、そしてまた明日香のこの原風景、歴史的風土は、これは大いに皆さん方のふるさととしての心のよりどころになると思います。我々今一番世相が荒れている中で、明日香村の役目はそういう皆さん方へのメッセージが出せるような、そういう生きざまというものが私はこの明日香法、特に佐藤総理に対する陳情の崇高な精神が今生きています。これを大いに皆さん方、先輩方がつくっていただいたこの精神を生かして、そしてまたそれを国民の皆さん方に示せる場所やと思っていますので、日本一すばらしい資産を持っている村と思いますので、ぜひともご支援いただきたいなという思いをいたしております。

**【委員長】** ありがとうございます。

何人の委員の方からご発言いただいた後で、適宜また事務局からもいろいろご発言とっておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、どなたからでも結構ですが、ご発言ございましょうか。では、よろしくお願いいたします。

**【B委員】** 分野が農業・農村開発ということで、皆様とは少し違うかもしれませんが、たまたまオーナー制度という棚田づくりに12年前ぐらいからかかわってきましたので、12年前と最近の状況と見比べてどういう感じなのかと、印象を少し述べさせてもらいたいと思います。非常にいい話と悪い話とありまして、いい話はやはり12年前なんかと比べると、僕らがかかわっている稲渚という集落の地元の方々が非常に元気が出て、いろんなことを自分でだんだんやるようになってきたことです。我々が最初行ったころはこんなことやりましたよと言っても、なかなか動かなかったのが少しずつ動き出して、先ほどいろんな紹介をいただいたような、地元の女性グループがいろんなことをやったり、特産品をつくったりするようなことが起こって、自分たちでも販売をやるみたいなことが起こっている。そういう意味では、だんだん状況はよくなっていると思います。

悪い状況というのは、今、A委員のほうからもお話しあったんですけども、やはり棚

田のオーナーをサポートしてくれる地元の農家の方々ですね、非常に高齢化しています。さっき二十何%と説明されましたが、それより状況が悪いんだろうと思います。今のままが続けばもうあと5年ぐらいで、そういうオーナーをサポートする人たちがいなくなる。ボランティアをいろんなところとか呼んできて、いろんな活動、景観保全等をいろいろやられているんですが、それを例えば指導したり、まとめていくような人たちがいなくなってしまうえば、もうどうしようもない。だから、世代交代が次々続いていくかなという気は、最初のころからしていました。今の例えば高齢者の方の息子さんで、都会に働きにいかれている方が帰ってきて、一緒に参加してまたやっていただけるかなと思っていたんですが、そうでもないような状況があります。

このままでは、多分オーナー制度自体も、かなり厳しいんじゃないかなという印象を持ったのが非常に悪い話であります。我々も維持管理というか、草刈り作業等があるんですが、非常に大変ですね。棚田の斜面は上の人が3割刈って下の人が7割刈りなさいみたいな、昔からのがあるんですが、やっぱり先ほど言われたように自分のところだけじゃなくて、回りもずっとやらなきゃいけない。水をとってくるのもやっぱり水路の周辺の草刈りから始まるので、共同作業も続けていかなきゃいけないということを考えると、棚田オーナー制だけでなく、地域の農業自体がもう立ち行かなくなるんじゃないかと思います。農業がなくなれば当然景観もなくなりますから、じゃあ、農業をどうやって維持するのというと、今のやり方ではもうだめだと思います。いろんなやり方もあると思うんですけども、例えば直接支払いみたいなことで、景観を保全してくれるだけでも、直接、農家にある程度支援していきましょう、維持管理作業をやってくれれば。もうそれでそれなりの補償を与えて、農業というか地域を維持していく。もちろん生産もしていただくんですが、プラスアルファのところを考えないとやはりもう5年ぐらいたつと、非常に厳しい状況になるのかなというのが印象です。

**【委員長】**      ありがとうございました。

またほかの委員の方のご発言も伺いたいと思いますが、ではよろしく申し上げます。

**【C委員】**      今、人口がすごく減っているんですけども、先週、私は明日香村の中で3軒目の家に引っ越したばかりなんですけど、出ていく人があって、それに対して入ってくる人が来るという、そういう仕組みがほとんどないというか、人は出ていくけど物は出ていかないで、そこには仏壇が置いたまま出ていってしまって、私も今回8軒見させていただいて、何とか次の家を探そうと思って頑張ったんですけども、なかなか入ろうと思

ったら何百万というお金払って修復しなきゃ入れない。買いたいんですけど言っても売ってくれない、借りたいんですけど言っても貸してくれないというので、偶然出ていかれた方があったので間髪を入れず予約をして、入ることができたんですけども、そういう出ていく人に対して入ってくる、入りたい人はよく話は聞くんですが、農業やりたいという人も含めているんですけど、なかなかそういう仕組みができていないというのが、明日香村に移り住んで11年目になるんですけども、そういう感じがします。

それから、今、村はこの関連もあって総合計画をつくってらっしゃいますけれども、景観維持と農業維持と、それから、文化財保存と、それから、観光という、これがきちっと組み合わせっていない。観光すれば文化財が保護され、農業をすれば文化財が保護されという風な仕組みになっていないので、せっかくの皆さんの努力がどうも明日香の大きな力になっていないと思う。これが次の段階としてやらなきゃいけないと思います。

ただし、いいこともあって、前回の創造的活用ということをお願いいただいたおかげで、随分マインドとしてはいいかなという感じにはなっているかなと思います。現実にはさまざまな活動が出ています。次の段階は我々も幾つもやっているんですけども、ボランティアでやるには限界があって、またそういう人たちがどう徒党を組みながら、ネットワークしながらやっていくかというところへの支援がまだ十分でなくて、この委員会は社会資本整備委員会なんですけれども、本来、文化資本整備委員会、文化資本をきちっとしてって、物をつくる、運営する、そういう組織がどういうふうにできてくるかということが非常に大事だと思います。私はそれをやりたいと思って住みついているんですけど、一向にこれがうまくいかないという、なかなか難しいものがございます。

それから、その点で言うと同じことなんですけれども、明日香方式とか明日香ルールというものを、もっとつくっていかなきゃいけないと思っているんですけども、国の中でそもそも明日香法自体が明日香方式だと思います。でも、この資料6で示していただいた34ページの、一応典型的にある公共施設整備の不統一という、石垣をつくと明日香村でこういうことをするのと。前回、小委員会の際に飛鳥寺のそばの不法建築の話題が出たと思うんですけども、これはもう地域の人にとってすごくやる気を失わせてしまいます。こんなのありと、これまで30年我々我慢させられたのにこんなの許すのという、こういったことがやっぱりもう少しルール化していかないといけない。

ただ、逆に言えば、今、私、農業用水の吉野分水という分水が明日香村の中を通っていて、それが老朽化して、それを今つくりかえるという段階の委員をやっているんですけど

ども、そこを少しあぜ道の用水のそばを人が通ってもらう、観光客も通ってもらうようにしようと計画しています。明日香観光で非常につらいのは、真夏ものすごく暑いんですね。日陰になるようなものちょっと1つでもあると便利なので、あずま屋を1つつくれないだろうかと考えました。それは、県の風致課の方はそれはまかりならん、農小屋ならいいと返事があったそうです。必然性のない農小屋を建てるのはむしろ変だと思います。私は農小屋には非常に不信感があります。昔の人はあんな瓦ののった立派な農小屋つくっていたはずがない。景観のためにあんな何千万もかけて農小屋つくること自体、ちょっとおかしいなと思うんです。ちょっとそこに規制緩和していただいて観光客のために、それはお客さんが来て「いいね、いいね」と言ってくれることが、さっきの明日香村の稲渕の例でもそうですが、やっている人の意欲をわき立たせますので、そういった明日香らしいルールというものが、つくっていただけると助かるなという感じがします。

村長さんがおっしゃったように、買い取り地があんなにあるのに、買い取り地が全部景観破壊になっているなというのが、非常に私にとっては腑に落ちないことでありまして、一時そこに一斉にコスモスを植えたりとか、ますますひどいことになっていた時期がありますけれども、そういったものも今そういったことを頑張って、みんなで何かしようよというマインドが村民の中少し出ておりますので、そのマインドを消さないような形で、今後もこの整備計画を続けていただければと思います。整備計画もこれまでの道路をつくり、下水道を引きという、そういう社会資本整備の段階から、もう一つ新しいライフスタイルを求めることに対して支援しましょうと。そのことが明日香村を豊かにすることに、もちろん歴史的風土を保存することにつながる、そういうルールをつくるためになるような整備計画でないと、もう道路はいいでしょうし、下水道も大体整備してきましたので、そういう社会資本、典型的なハードではないものにも、こういった心を配っていかないとまずいなと思っております。

**【委員長】**      ありがとうございました。

さらにご発言あれば伺いたいと思いますが、よろしゅうございますか、どなたからも結構ですが。はい、ではよろしく申し上げます。

**【D委員】**      先ほど村長さんから発掘の話がございましたけれども、確かに明日香ではもう60年以上といいますか、戦前の昭和8年、9年から調査しています。時々あいているときもありますが、ずっと継続して発掘調査が行われています。特に昭和45年から今の奈良文化財研究所、当時は奈良国立文化財研究所ですけども、継続的な調査を実施し

始めてから、県あるいは村等も含めて、おそらく明日香では一日も発掘してない日はないんじゃないか。それだけ掘りながら、先ほど村長さんがおっしゃられましたように、まだ解明しなければならぬ遺跡が多数あります。少なくとも明日香盆地内はすき間のないぐらい、べたに宮殿あるいは政治的な施設が埋まっていますし、しかも百何十年都がございましたので、複雑に重層しているんですね。すごいところになりますと6層、7層にわたって遺跡が重層している。こんな状況でありますので、相当計画的に発掘調査を進めてはいるんですけども、なかなか全体像が見えてこないというのが現実ですね。

先ほど村長さんのおっしゃられたように、今、奈良の文化財研究所と奈良県の橿原考古学研究所と、それから、明日香村の文化財課がそれぞれ発掘調査しているんですけども、やはりもう少しお互いの関係を整理して、さらに連携を含めた調査体制の整備ということこれから模索していかなければ、なかなか円滑に進んでいかない部分もあるだろうという印象を持っております。とはいいいながら、私も20年あまり明日香で発掘調査していましたが、なかなか全体像が見えてこないですね。今のところ部分、部分のそれぞれのまとまりがある程度見えてきた状況かなというところで、そんな状況ですので文化財の創造的活用といいますが、具体策がなかなか浮かばないのが、これまでの状況ではなかったかと思えます。それは調査体制等の整備をある程度進めても、そう一気に解決することでもない。

従って、発掘調査を効果的に進める一方で、現在わかっている範囲で何をするのかということが重要です。長期的なものとの短期的な創造的活用法ということ、考えていかなければいけないのではないかと思いますし、今、私はわかっている範囲でも相当全体像は読み取れるといえますか、視覚的に整備等を行って活用することは、決して不可能ではないと思うんです。まだわかってないところも分かっていることをつなぎ合わせることで補い、復原することがもうできる時期に来ているかなと思っております。

もう一つは、遺跡の整備というのは、ハード面では日本各地でいろんな方法がとられておりまして、さまざまな工夫が可能になってきているかと思いますが、それを実際に利用したり生かして使っていくソフト面がどうもまだ弱い、十分に練られていないなということと、ハードとソフトをリンクさせた形で、文化財をほんとうに活用していくという部分がまだ弱い。むしろソフト面を相当意識して、そのことを前提にした上でハードの整備を考えるという、そういう発想の仕方といえますか、そういうことが今求められているんだろうと思っておりますし、明日香はそれがおそらく可能だろうと私は判断しております。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

そろそろ事務局、何か少しご発言されますか。

**【事務局】** いろいろと村長はじめ問題意識をたくさん出していただきまして、事務局も小委員会をいろいろ準備する中で、やはり同じような悩みと申しましょか、難しい課題が幾つもあるなということを考えてきているところがございます。ということで、なかなかすぐお答えということにはならないんですけども、1つは、買上地がたくさん増えてきて、そういう現在の状況がこれだけ変わってきたというのが当初から想定していたのかどうか、あるいは、買ったものをどうするということを考えていたのかというのが、やはり改めて考えていかなきゃいけないのかなということは、こういった状況を見るにつけて考えてきているところではございます。それから、ボランティアについては、いい話が出てきているというのも、なかなか難しい面も出てきているところも、いろいろお聞きしているところがございます、そういうところもやっていかなければならない。

ただ、きょうの資料の中でも村の財政、大変厳しいということを申し上げましたし、地方分権の改革の中で非常に厳しい話になってきている部分もあるんですけども、一方、国もお金という意味では非常に厳しい面もありまして、結局お金ですぐ解決するというよりも、大きくは1つの方向性はあると思うので、そこにどういうふうな知恵が出していけるか、あるいは、今やっている中でいろんな阻害要因をつぶしていくとか、そういうふうな細かな検討というのも必要になってくるのかなというのが、1つ感じているところでございます。

それから、文化財のお話でございますが、先ほど委員長のほうからご紹介ありました前回、16年、17年あたりの議論の中でも、文化財をとらえてマスタープランというか、全体をとらえてうまく活用できないかという発想が出ておりまして、やっぱり全体像が把握なかなか難しいと思うんですが、感じてとれないものはやっぱり活用の際に広く国民に訴える、あるいは、観光客でもいいかもしれませんが、訴えるときに訴えかけがなかなか弱いものになってしまうということもあろうかと思いますが、そういったところの取り組みもぜひ必要なかなとは考えているところでございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

では、またどのような観点からでも結構ですので、いろいろご発言いただきたいと思いますが、ご遠慮なく二度目、三度というご発言でも結構ですので、どうぞきょうは一切何



もシナリオはございませんので、いかがでございましょう。あと、東京側の委員の方もいらっしゃると思いますので、どんなことでも結構ですのご質問とか含めて、どうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。ではE先生。

【E委員】　あまり詳しくないので、半分質問で2点ほどです。先ほどC委員がおっしゃったような、資産はあるけれどもなかなかうまく利用されていないということでした。空き家だとか空き地とか、おそらくこれは日本じゅうの課題だと思うんですよね。空き家といってもたまに帰ってこられたりしているので、何が空き家かというのは難しいんですけども、なかなか手放すという感じにならない。それをうまく行政かどこかが仲立ちをして、回転させるような仕組みですよね、こういうふうなことが工夫としてかなり必要なんじゃないかなと思うんです。C委員もおっしゃったように、多分こういうところで住みたいとか、何かしたいとか、かかわりたいという人は探せば、呼びかければそれなりの数はいると思うんです。

田舎に住みたいとか、田舎に行きたいとか、セカンドハウスもしたいというのは、すごく大きな流れになりつつありますし、新規就農者の数も増えているわけですし、これだけ全体が守られているところですから、景観もいいわけだから、うまい仕組みさえあればそういう人たちにアピールすると思うんですけれども、なかなかそういうふうにならないとすれば、何かそういうふうな仕組みのところを大事なんじゃないかなと思うんです。何かそういう試み、日本じゅういろんなところでこういうことをやられているわけなので、何かそういういいアイデアをこういうところにうまく移植するといえますか、ということがまずあるんじゃないかなと思います。

そういうことをやられているのかもしれないので、その点1つ確認したいのと、もう一つ、先ほどの資料の説明を伺っていると、大体の資料は大体右肩下がりなので、つらいなと思いつつ聞いていたんですけども、幾つか右肩上がりの数字があって、例えば直売所のいろんな施設の直売の額がずっと右肩上がりであると、外客も右肩上がりなんです。そういうのはどういうふうなことで、そうなるのかなというのがちょっともう少しお聞きしたいなと、すごくヒントがあるのかなと思うんです。つまり、人口も減っていて観光客も減っているのに直売は増えている。一体だれがどういう形で買って、それはこういうところをうまく発想を広げていくと、何か日本じゅう例えば道の駅みたいところはすごく元気がありますよね。そういうふうなうまい仕組みみたいなものに、つながっていくのかどうかというあたりをちょっと伺いたいなと思いますけれども、以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

では、ご指名に近いのでまず、C委員さん、ご説明願います。それでさらにA委員さん、よろしく願いいたします。

【C委員】 村長のほうが正しいお答えすると思いますが、私は村が全部の空き家を買収して、何かするのはあり得ないことだと思います。ですから、民間資本がそういったものを買収するなり、買収して修復をしてすぐ入れるようにしてもらいたいような、それに対して行政というんですか、公的な基金が低利の融資であったり、または少し助成があるとかという形で入ってくると、少しは可能性があるのかなという、今回、私が自分で経験したのも例えば家賃が5万でいいですよとか、2万でいいですよと言われても、その前に500万自分のお金かけて修復するのとか。私はここに私は一生住む気であるけれども、私の子どもは一生住む気はというよりは、住む気もないわけですね。

だから、昔の人たちは何代も住むから何百万、何千万かけてもいいけれども、今、一代で皆さんは住むので、そんな何千万もかけて、まずは買ったなら全部壊さなきゃいけないわけですね。壊さなきゃいけないものしか残っていないんですけれども、そういうことになるとある程度暮らせるようなところを、民間資本が入って買収して修復するような仕組みが1つあり得るのかなと。また、地域の方に対しては全部貸してくれなくていいから、道路際の一部屋だけ貸してくれないか、そこでお店やりたいよと、そんなのも仕組みとして、それも、今、空き家バンクみたいなのを村はやろうとされていますので、そのために全戸非常に詳しく調査もされていますから、そういう方向にはあるんだろうなと思います。

もう一つ、私もその駅前の販売所のそばに住んでいるんですけども、それがもう飛躍的にもものすごく売れているとよくわかっていまして、そこに出していらっしゃる皆さんのお話を聞くと、当然ながら競争原理が働いて、もう出荷するほど皆さんお年寄りだからつくらないわけですね。うちの中でしなびて、家では食べ切れないのをつくってしましますから、それを最初のうちは出していた。ところが、当然ながらそのしなびた野菜なんか売れないわけですから、いい野菜が売れていくと悔しいと。隣の家のおじさんが売れて、うちのは売れない、悔しいと。だんだんといつの間にかいいもの、いいものが出てくるといって、ちょっと今価格競争し過ぎて、やすすぎているという問題がどうもあるそうなんですけれども、そういういろんな人が、今、二百何十軒かが入っていらっしゃるそうですが、B先生には自分で焼きたい炭を出していますけれども、そういうのをやってそう

いった競争原理が働いているという。

それから、観光客の立場からすると、明日香に来る人はみんなお金持ってきているんです。でも、そのお金をほぼ使わずに帰るんです。使う気はあって来ているんだけど、どこで使いようがない。今の人はそんなレール物は買いたくないですよ、キーホルダーとか何とか。やっぱり明日香のものを買いたい、初めて明日香のものがそこで買える。明日香の駅前の販売所の場合は旬にこだわっているんで、旬のものしか売ってないですね。だから、それは非常に来た方からいうと財産で、観光客が何割買っているかあれですけども、私たち住民は買うし、すぐ隣にある樫原市という新興住宅地を持った地域の方も結構買いにきて、今、悩みはどれも売れ過ぎるから早く売れ切れて夕方行くとないという、もうなれた人は朝行って買って、予約をして帰るということらしいですが、仕組みはどうもそうなっているようです。正しくは村長のほうが答えてくれるでしょう。

【委員長】 では、よろしくお願いします。

【A委員】 1点の住宅の件ですのやけども、来ていただく年齢層にもよるんですよ。大変明日香というところの景観等々を感じられる方は高齢者が多いわけです。ですから、結構お金を持っておられると思うんですが、そこへ全部つぎ足して余生をどうすのやというたら、ちょっとやっぱり心配されるおそれもあって、やっぱり若い人でないとなかなか20年、30年住んで初めて自分の家の値打ちが出てくるんで、5年や10年で500万も1,000万もかけて、それと家賃と足していったら何ぼの家賃払わないのかな、やっぱり年行っている方が多いということも踏まえてなかなか成立しない。話はたくさんありますけれども、なかなか成立しないというところで、私はちょっと一杯飲んだ元気なときに、役場の職員が二、三十人外に出てるもんやから、おまえさんら帰ってくるだけでも相当な影響出るぞ……。

ですから、まず住民の皆さん方の長男が、今、皆とはいませんが、結構親が元気やから、ちょっと樫原とか桜井とかにアパート借りたり、裕福な子は家を買ったりして住んでいる。親がしんどくなったらまた帰ってこれるという、そういうこともしているんで、二世帯住宅をつくるのに助成したらどうやと、それは外にいる人が帰ってくる、まず住民のための住宅政策もしないと、外から来る人に対する住宅政策をやっていると、これまた少し問題が発生する可能性もあるかなという思いでおりますけれども、何とかこの空き家とかいろんなどころでの動きはしたいなという思いしています。

それと先ほど夢販売所については、これは実際100軒足らず、七、八十軒の農家の方

を少し説得して、小屋でもってビニールハウスでもって商売をしていただいた。その経験がずーっと生きてきたものですから、大きな館を建てても何とか皆さん方が踏ん張ってやってくれたなど。これは近郊に榎原市の団地があるものですから、そこの皆さん方が消費者としての動きをしていただいているなどという思いもしますし、これは私は1つには、この夢販売所の売り上げもさながら、住民の皆さん方が元気になった。下世話にぴんぴんころりやないけれども、ほんとうに皆さん方が生き生きしておられるので、福祉政策にもなったなどという思いもしています。今300近くの農家の方が一部事務組合とか、法人格をつくって来年4月から自分たちで運営していこうということで、村もそれを指定管理者の制度を取り入れて頑張っていたらどうか。ちょっと商売は農家の方に難しいかなという思いもしますのやけども、だれかそういう動きをしてくれる者も育ってきたらいいなど思いしています。

あと、やはり、今、国営公園でいろんなことを、昔の国営公園は言って悪いんですが、歴史的風土というところの域から出なくて、国民の皆さん方が来てもなかなか遊べる遊具があるわけでも何でもありませんから、ですから、そういう意味では最近山も花木とか、いろんなものを植えていただいてきれいになってきていまして、公園の中も園路も整備してもらったり、そして休憩所とかいろんなものも整備してもらっているものですから、公園自体が相当な私は集客活性化につながっている、人が来るということでは相当動き出したなど。キトラ国営公園が完成したら、10年ほどかかると思うんですが、それは一定の私は大きなインパクト与えるの違うかなという思いで楽しみにしております。これなぜかという、もう計画の段階から一定活性化につながる、そして明日香のアイセンターのような形になれる施設も、考えていただいているということで大変希望は持っております。

だから、あと土地利用の問題で白抜きのところを、つくるつくらんというところもあるんですが、やはり村が、県が許可の対象にしてあげるということをしないと、何もかも全部だめやという、もう民間の方は行ってやりたいなと思ったら、あしたやりたいというせっかちの人もおるぐらいに、2年、3年と引っ張るともうやらなくなるんですね、意気込みが出なくなっている。だから、宿泊施設は私は大きな経済効果出すと思うんで、この建て方については一定考えてやらないと、やっぱりちょっとしんどいかなという思いをいたします。

【委員長】 さらにご質問とかいかがですか。よろしいですか、E先生。

【E委員】 はい。

【委員長】 ほかにご発言とかいただけましたら、いかがでしょうか。はい、よろしくお願ひします。

【F委員】 まずは、私、こんなに観光客が減っているということに非常にショックを受けまして、考えてみたら私が行ったところというのは、石舞台ができたりされたり、高松塚ができたりとかいうので、すごく高校のときとかの修学旅行もそうだったし、個人でも行ったような気がするんですけども、そういうニュースバリューみたいなものが、非常に上がっていたときと比べて、今はなぜこんなに下がってきてしまったんだろうというところが今1つありまして、この世の中どんどん文化遺産とか、海外に皆さん文化遺産を見に行くのに、日本の文化遺産、先ほども50代、60代の方が多いというお話しでしたが、最近の中学生や高校生の修学旅行先というのは、海外だったり、沖縄だったり、私たちのまさにふるさとである明日香のような、奈良・京都はおろか明日香まで足を運ぶようなものがなくなっているというのが、非常にゆゆしき問題だなという気がします。

それでやはりそういった意味ではまず情報発信と、それから、それを先ほど長過ぎるというお話がありましたけれども、やはり諸外国の文化財の取り扱いとは、多少、気候やなんかで傷むとかいう問題が非常に大きいことは確かなんですけども、やはりずっとやっている間全く見られないということがあると、日本人の場合はどうしても観光というのが、どちらかという、物見遊山というところがあるので、何かしらの足跡がきちっと見えないと、なかなか集客というのに結びつかない。なおかつそこに農地が入っているということが、まさに明日香村の景観の特色であるのに、その農地そのものが維持ができないという状況になっているというのが、やはり非常な問題だと思っております。

やはり先ほどお話ありましたように、土地の買取制度というのは私もどちらかという、本来やらなければどうなるかという問題はあるんですけども、実はこれは全然レベルが違う話なんです、今、私、町田市で北部丘陵というところの活性化の相談を受けているんですけど、それはなぜ起こっているかという、URが一度開発をしようとして土地を買って、皆さんきちとって田畑やなんかで農業やっていたところを、どんどんどんどん買って、それがまさにこのように肉の脂身のように、細かく細かく買入れされてしまった。それを町田市に返したんですね。それだけけれども、町田はそれが維持管理ができないので、やはりこちらと同じように森林荒廃と農地の荒廃というものを招いていて、周辺もどんどん水も悪くなってくる、汚れてくるという状態になっている。そういった面から考えますと、やはり私は先ほど村長さんのお話でも、維持管理というところのお話ありましたけれ

ども、もし土地があるんだとすれば、それを周辺の人に非常に安いお金で貸す。そして税やなんかの控除はもちろんしてもらって、そして逆に維持管理の費用に厚く載せるというような、そういう手当ての状況をしていかないと、もたないんじゃないかなという気がします。

もちろん維持管理というのが、通常の自身で持っているところではなくて、隣やなんかもやってもらうという話ですから、その辺については多分プラスアラファの仕組みが必要なんだと思いますが、今のところ日本においては、10月1日に観光庁できましたけれども、どちらかという物をつくと買うという、土地を買うのと物をつくるということにしかお金を使わないで、それを今あるものを維持管理していくところのコストというのが、かなり無視されている。先ほどB先生もおっしゃいましたが、棚田の制度も非常にうまくいっているところは、結構そういう観光的な部分が非常にうまいキーマンの方が、いらっしゃったりとかいうところになっていますが、あそこにかかる労働力がどのくらいのもので、それはコスト換算するとどのくらいのものになるのかというのが、なかなか一般の人間に目に触れない。そこら辺を明らかにして、やはり明日香というものを今の原風景のままに維持するんだとすれば、どのくらいお金がかかるんだと、それに対して日本国民はそれに対してそういう責任みたいなものが、あるんじゃないかということをもう少し明確に、明らかにしていくべきではないかと思います。

**【委員長】**      ありがとうございました。

さらに、ではご発言よろしくお願いいいたします。

**【G委員】**      現地の状況をつぶさに知っているわけではないので、やや感想めいた意見で申しわけないんですが、問題点がいろいろ出ておりましたが、かなりの部分は日本の農村に共通する話題であったような気もするんですね。私は特にそれを専門分野にしているわけではないので、あまりいい解を持っているわけではないんですが、先ほどのいわゆる物産を売るようなものも、最近の言い方言えばファーマーズ・マーケットですね。都市近郊部にあってファーマーズ・マーケットで、みんながそれぞれ自分の名前でちゃんと物をつくるというのが、これは各地で今成功しているというのは、そういうことなのかと思っただけおりました。

ただ、この場合にはどこか一般的な意味での農村集落の活性化をやるわけじゃなくて、明日香というところにおいて、どういうふうに風景やら文化やらを伝承しながら、生活をしていくかということだと思っただけなので、そういう意味では、ここに地域にある特殊なもの

というのはやはり歴史であり文化であり、それを支えている一面の産業は観光だろうと私は思うんです。そういう面でもう少し観光の面について、しっかりとした分析をやりたいなという気がします。特に海外のメディアでここはどう取り上げられているのかというのが、大変気になるんですね、そこを少し調べていただけるといいかなと。

それから、もう一つは近鉄ですね、近鉄がどういうことを考えているのかと。おそらく関西全域でやはりそういう戦略を打たなければいけないんだと思うんですね、おそらくは。パートナーになり得るかどうかわかりませんが、ぜひそういう情報を少し収集していただいでご提供いただけると、また次のアイデアを出し合うときに参考になるなと思いました。

**【委員長】**      ありがとうございました。

今のご質問についてはまた次回に向けていろいろ県とか、またいろいろ地元のいろんな民間等とのご協力も得ながら、少し調べていただきたいと思います。

いかがでしょうか、何かご発言ございますか。

**【H委員】**      何にも言わないのも、ただ座っているだけではいけないので、すみません、感想めいたことにはなりますが、とにかくかなり昔から私だったらこの村に住みたいかどうかとって、住んでいらっしゃるのですばらしいなと思いますが、まず思うことは面倒くさそうということなんですよ、自由にいじくれないだろうと。非常に制約があるにもかかわらず税制の優遇措置もないとしたら、なぜわざわざそこに住むかってことを考えちゃうんですよ。年をとればとるほどやっぱり行動半径が小さくなりますので、便利なところに住みたいわけですよ。だから、いろいろなことを考えて住民の方々は、ほかの地方の村や町でもそうかもしれませんが、そこに住むことのメリットとデメリットを考えますと、どうしても住んでくれと言えないんですよ。そこでどんなメリットがあるかという、頼りにならない誇りとか、四季とか、何かこういうところに生まれて守っているという、その自分たちの情熱ですよ、それに頼っている部分が何か随分あるような気がします。村長さんはきっとすごく遠慮しながら、おっしゃっているような気がするんですが、もうちょっと規制緩和とはいかないまでも、融通をきかせていろいろなこと、農業も観光も、その前に住んでいらっしゃる方の自由ですよ。

あと、観光もさっき明日香に来る人はお金使わないと言われましたが、使うところがないんですよ。疲れたなと思っても、さあ、どこかでゆっくりしたいとか、きょうはいつそ泊まっていきたいと思っても、なかなかそうはいかないので、結局は戻ってくるか、申

しわけないんですけれども、せいぜい奈良市内まで出てくる。それよりもここまで出てきたんだから、京都で晩御飯食べようかとか、そうなっちゃうわけですよ。観光って難しく、これまでいらした方というのは、やっぱりかなり詳しく歴史とか遺跡について知っていても、その場に立って「さあ、ここがこうですよ」と言われても、一瞬どの方角かわからないんですよ。それだけ専門家向きの地域だと思うんですね。観光というとはよく日本人も世界の文化遺産とか、そういうところへ行くといいますけれども、イメージできる建物とかみんなはつきり残っていますよね。もうただ見ているだけで気持ちとしては、タイムマシーンに乗ったような気がする。ところが、明日香へ行きますとよほどの想像力が無い限り、タイムマシーンに乗った気にはなかなかないんです。都ができる前の原風景を見ているかのような感じで、ですから、積極的に再現施設はつくっていただけると、随分違うんじゃないかなと思っています。

海外からのお客さんというのも、今後はもっともっと見込みたいんですけれども、韓国や中国の若い子たちに奈良に行って、明日香というところもいろいろな興味あって、自分たちの国の歴史とつながっているところがあるから、見たいと思って行ったんだけど、何もない。自分が調べるのを失敗したんだろうか、どこを見ればいいんですかと言われて、うん、困ったなと思って、橿原の考古学記念館ですか、あそことか万葉文化館とか、ああいう博物館的なところへ行かないと何もわからない。原野の中で何かを見て、そこにどういふ建物が建っていたかなんてことは、全く想像ができないわけですよ。私たちもよその国に行って史上有名な由緒ある場所に行って、ところが、そこにもう何も建物が建っていないと、悲しいことに「何だ」と思っちゃうんですね。

ですから、大変お金もかかることなんですけれども、今後、公園などではぜひいろいろ計画なさっているようなんですけれども、せめて公園がぜひ再現の施設を、そんな再現といいますが材料までが昔のとおりでなくてもいいんですが、イメージできる場所をぜひつくっていただきたいし、何か買っていただくには魅力的な物品が必要で、遠くまで持って帰れるような乾燥物とか、そういうものを積極的につくって売っていくと。古代食に関連の食品をもっと積極的につくって売って、宣伝をしていくということも大事かと思えますし、農業に関しまして難しいかもしれませんが、農業そのものも観光にしてしまう地域があってもいいんじゃないかと思えます。体験型、農業を体験することによって、観光していただくという場所をどこかでまとめてつくると。それで古代の米のつくり方と今の違いとか、そこで何かしていただいた方には、収穫時期になったら何かしら特典がつくとか、



いろいろなサービスが必要だと思います。

どこの自治体も財政は大変で、少子化高齢化で大変なのはお互いさまなんですけれども、この明日香村に関しましてはよそでは味わなくて済むいろいろな制約があるので、その分何とか住民の方が楽に暮らしていけるような、一番簡単なのは先ほど来話に出ております、何らかの資金援助だと思うんですが、だから、国のほうがこれを地方の活性化ととらえているのか、古都保存と考えているのか、あるいは、日本国全体で観光客を増やす、海外からの観光客を増やす、そういうものの一環としてとらえているのか、いろいろとらえ方があると思うんですね。そのとらえ方によって予算が変わるということもあると思うんですよ。なるべく融通をきかせて、どこかダブってもいいからなるべく潤沢な予算をと思います。

変な話ですが、お金があれば解決することって結構ありますので、明日香村で住みたいなどと思って外はいじれない。外はいじれないし、道路だって暗いままで、あまりぶいぶい車も走らせてもいけないとかなりますと、ほんとうに高齢者にとっては大変ですので、だから、体験型農業ということで、それと整備とを絡めながら、例えば地方から修学旅行とかでここへ来る学校に関しては、多少なりとも補助金を出すとか、宿泊施設は大型のホテルがあれば効率がいいんでしょうけれども、あまり高い建物はやはりちょっとふさわしくない。どうせ建てるなら高い建物建てるなら、大極殿のようなものを建ててしまうとか、そういう見せ方もあると思うんですよ。高く建てられないなら低くまとめて、でも、必ずしもかわらなくてもいいと思うんですよ。板ぶき屋根でもカヤぶき屋根でも何でもいい、とにかく今から最低でも500年以上前の雰囲気があればいいということが、何とかなんじゃないかなと思います。

でも、きょうもこの写真拝見しておりまして、相変わらずあそこのセメント工場の建物とか、あれ何かでカバーして色を塗りかえるだけでも、古代の塔みたいな感じにできないかなと思います。あと、公園の計画のあるところから見える老人施設でしたか、あそこのやっぱり屋根とか壁の色も少し何かふりをして、木の柱が朱塗りの柱が立っているかのようなふりをして、外観だけでも変えるとすごく雰囲気変わると思うんですけれども。いろいろとほんとうにお金を使いたいけど使えないという、ほんとうにきつと地元の方のいろいろな事情もおりなんだと思いますけれども、ぜひ古い家屋を貸して、さっきおっしゃったように表の一部屋だけお店にするとか、食べ物屋にするとか、そういう規制がいろいろ緩くなればいいなと思います。地元の方の理解も必要ですし、ほんとうに途中でのど

が渴いておなかがすいてもね、ほんとうにないですよ。だから、明日香に観光に来る人は、体力勝負だと言われているような感じがするので、確かに自販機など問題があると思いますが、明日香ルールということでいろいろ工夫ができると思いますので、積極的に外の資本を取り入れてやっていただかないと寂しいなと思います。

感想といいながら長くなって済みませんでした。

**【委員長】** ありがとうございます。

いろいろかなり厳しいご指摘がありましたので、またぜひそれを受けとめてご検討いただきたいと思いますが、奈良県知事さんの代理でご出席いただいています。せっかくですのでどのようなことでも結構ですが、ご発言いただければと思います。

**【I 委員】** 風致景観を維持するために土地の買い上げをしていることが、風致景観上好ましくないような状況になっているということにつきましては、責任も感じております。管理費用がランニングとしてかさんでくるというのは、事実、これは県の単費でやるものでございますので、それもあるんですけども、よしんば草刈りをして管理をしたと。明日香村の中に50ヘクタールの管理地がところどころにあると、これもやはり明日香村の風景として、実際、好ましいのかなといえは好ましくないだろうと思います。ですから、村長が言われたように行政のやり方では、限界があるというのは事実かなと思います。

だから、どういうふうな活用していくのか、公園をつくっていくというのも、これもやはりいかなものかと思えますし、面積が相当増えてきたということがありますので、今は農業に利用していただく分については、県が貸しているということではありますけれども、買上地であってもそれは使用していただくということはやっております。基本的にどういうふうな活用していくのか、これは本当に仕組みとして真剣に考えていかなければならないと。行政の限界をさらけ出すようで恐縮なんですけど、やはり地元の方、それから、行政の役割はどういうふうな形でやっていくんだというのを、行政もそれを担いながら大きな仕組みとして、考えていく必要があるのかなとご意見を聞いていて思ったところがございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

そろそろ時間も迫ってきておりますので、本日の資料9ということで実は「審議の進め方等について(案)」ということで、事務局のほうでこのように書かれておりますが、かなり具体的に場合によってかなり厳しいご指摘もいろいろございましたので、各委員のご発言をまた整理しながら、論点をいろいろ深めるという点において、いろんなもう既に告示

唆をいただいていると思いますので、さらに次回に向けて少し事務局の中で、鋭意ご検討いただければと思います。

それで、今までご発言を伺った中で、主管課長として事務局のほうで何かご発言もしあれば、よろしく願いいたします。

**【事務局】** きょうはいろいろご意見を賜りましたけれども、実は古都法、明日香法というのはこういう歴史資産を生かした、あるいは、景観を重視した地域づくりの最も古い仕組みとして、しかも国が大きく関与をしながら、今まで動かしてきたということがございます。仕組みは相当な財政的な補助をしながら、県の都市計画として個々のいろんな行為の規制を、県が許可制にして土地利用規制をしているということでありまして、その基準についてはかなり細かく法律の政令で、許可基準を決めているということでもあります。それに従って県が、これはいい、これはよくないといった結果、30年やってきたのが、ある意味今の明日香の景観をつくっているわけでありまして、そういう中でもいろんな問題とかいろいろ出ていますけれども、当時想定していた許可の制度というものと、実は平成16年に景観法ができて、それぞれの自治体が景観団体として管理をしていくところと、相当ギャップがあるものですから、それと村と県の関係というの、今後、いろいろ最近の課題を受けて、どういうふうに役割分担をしていただく、その中で国がどういうふうにかかわっていくのかということも、課題を解く上での1つ考えなきゃいけないことなのかなと思っております。

そういう意味で、きょういろいろ課題もいただきまして、また広範に至るものですから、また資料等も整える中で、また次回以降ご議論をいただきたいと思っている次第でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

そろそろ時間が、若干過ぎていくところになりましたので、時間短縮のために私のほうから、資料9の2枚目に、これは今回の諮問をこういう形で小委員会で審議してほしいという、事務局の立場からの要請ということになると思うのですが、来年5月ごろ目途にということ、つまり来年度具体化施策を、多分展開されたいというご意思があるのだろうと思いますので、それに向けて我々のほうで今後、きょう既にいろんな具体的な論点出されていますので、さらに事務局にもまたそれに応じた補足の具体の資料をご用意いただいて、また自由闊達にご意見をちょうだいまして、できる限り何か来年の5月ごろをめどで、いい成果が出ればなということですので、ぜひご協力のほどよろしくお願いし

たいと思います。

おそらく第1回目の審議を自由にというのは、いろんなそれぞれのお立場からかなり具体的ご意見いただいた後、少し事務的に整理する時間が多分事務局で必要だろうと。それから、当然ながら文化庁と、それから農地については農林水産省になりますし、また、中央省庁間でいろいろ共同で法律をつくったりとかいうことで、前よりも随分風通しもよくなっていると思いますので、いろいろ検討する期間が欲しいということで、少し時間をとりたいというご意思のようですので、私から言うのも変ですが、次回開催時期については12月ぐらいに大体次回のめどがつかますか、事務局、いかがですか。

**【事務局】** はい。

**【委員長】** 来年5月にはぜひ成果を出したいというのは決まっているようですので、これに向けてということですので、ぜひまたよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。また、いろいろさらにご意見等あると思いますので、この間に事務局にぜひ直接お寄せいただいて、こういう点をさらに調べてくださいとか、こういう点は何かというのはぜひご遠慮なくお寄せいただければと思っております。

ということで、一応数分超過できょうの審議は、もしこれでよろしければこれで閉めたいと思いますが、よろしゅうございますか、委員の皆様。せっかくですので最後何かもし審議官一言ごあいさつがあるようでしたら、何かご発言をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

**【事務局】** きょうは大変有意義なご議論をいただきましてありがとうございました。きょうの議論を踏まえて、委員長おっしゃったように、なるべく具体的な成果があらわれるようなことになっていきたいと思っております。特にきょうのご議論の中では、今までは規制をして、その反面、ハードを整備していくという体系だったわけですが、そうではなくてライフスタイルも含めて考えていく、あるいは、外から来る方にいかに魅力的に見せて、それを村の生活の向上につなげていくかという視点が、必要だということもよくわかりましたので、そういうことも含めて、また議論のための素材を準備させていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の第1回の小委員会を終了したいと思います。長時間にわたりご熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —